

令和5年度
第3次3月補正予算 記者発表

石 川 県

令和6年3月7日

災害廃棄物処理事業に係る市町財政負担の軽減



【現状】

国庫補助を除いた地方負担(50%)に対し、災害対策債(充当率100%、交付税措置95%)の発行を可能とする**特例により、既に実質的な市町負担は2.5%**

【追加措置】

今般の予備費決定により、県が国費を基金に積み立て、後年度、市町の**災害対策債の償還に対して補助**することで、**市町の負担をさらに軽減（市町負担：最小約0.3%）**

- 今般の予備費決定に伴う支援拡充



漁港用地の早期復旧

○ 対象要件が緩和された国庫補助事業を活用

※採択金額の引き下げ：50,000千円/漁港 以上 ⇒ (県) 1,200千円/漁港 以上、(市町) 600千円/漁港 以上

(県管理漁港) 狼煙漁港、蛸島漁港、富来漁港、石崎漁港

(市町管理漁港) 鵜飼漁港ほか3港(珠洲市)、領家漁港ほか2港(志賀町)
庵漁港ほか2港(七尾市)

【単独事業の場合】

県・市町 100%	
地方債(一般単独災害復旧事業債)	
交付税措置47.5%~85.5%	実質負担 52.5%~14.5%

【補助事業を活用】

国庫補助 50%	県・市町 50%
	地方債(補正予算債)
	交付税措置40%
	実質負担 10%

蛸島漁港



港湾施設（ふ頭用地）の早期復旧

- 通常、ふ頭用地の災害復旧は、国の補助事業の対象外
- 今般、**特例的に国庫補助に加え地方財政措置が創設され、財政負担が軽減**

今回の特例

- 補助事業(支援物資や建設機材等の輸送拠点となっている港湾)
対象港湾:金沢港、七尾港、輪島港、飯田港、宇出津港、小木港、穴水港

国庫補助 50%

一般会計繰出 25%
補助災害復旧事業債
(交付税措置:95%)

地方公営企業
災害復旧事業債 25%
(交付税措置なし)

- 単独事業(その他の港湾)
対象港湾:滝港

一般会計繰出 50%
一般単独災害復旧事業債
(交付税措置:47.5~85.5%)

地方公営企業災害復旧事業債 50%
(交付税措置なし)

七尾港

